

○習志野市交通安全推進に関する条例

昭和40年12月28日

条例第15号

改正 昭和44年12月22日

昭和46年10月15日

昭和48年9月11日条例第52号

昭和62年3月31日条例第8号

平成13年9月28日条例第27号

平成14年9月30日条例第20号

平成16年3月31日条例第1号

(題名改称)

平成25年3月25日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、本市を交通事故のない明るい社会にするため、必要な環境の整備を行い、交通事故の防止対策を確立し、市民相互の協力を推進することにより、市民生活の安全を図ることを目的とする。

(平16条例1・一部改正)

(市の任務)

第2条 市は、この条例の目的達成のため、市内に発生又は発生のおそれある交通事故をあらゆる角度から検討し、事故の防止対策を樹立して、交通環境の改善を推し進めるとともに市民の安全交通の自覚の育成指導に努めなければならない。

(平16条例1・一部改正)

(市民の責務)

第3条 市民は、市の行う交通安全の保持施設に対して、相互連絡のもと積極的な協力をしなければならない。

(平16条例1・一部改正)

(審議会の設置)

第4条 この事業に関する重要事項を調査審議するため、習志野市交通安全推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 1 6 条例 1 ・ 一部改正)

(委員及び任期)

第 5 条 審議会は、委員 2 5 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 習志野警察署長

(2) 千葉土木事務所長

(3) 電気、輸送又は通信に関する事業を営む法人の職員

(4) 連合町会長

(5) 教育長

(6) 消防長

(7) 前各号に掲げる者のほか、交通安全に関し知識経験を有する者

2 委員の任期は、在任又は在職中とする。ただし、知識経験を有する者にあつては 1 年とし、再任を妨げない。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭 4 8 条例 5 2 ・ 昭 6 2 条例 8 ・ 平 1 3 条例 2 7 ・ 平 1 4 条例 2 0 ・ 平 1 6 条例 1 ・ 平 2 5 条例 1 2 ・ 一部改正)

(会長および副会長)

第 6 条 審議会に会長および副会長各 1 人を置き、委員のなかから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となり議事を整理する。

3 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第 8 条 削除

(平 1 6 条例 1 )

(審議会の庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、交通安全担当課において処理する。

(平 1 6 条例 1 ・ 一部改正)

(施設保管義務)

第 1 0 条 この条例の目的達成のため設置した施設を故意に破損し、または使用不能とした者はその施設を現状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、条例施行に関し必要な事項は市長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 4 4 年 1 2 月 2 2 日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 4 4 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 4 6 年 1 0 月 1 5 日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、改正前の習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例第 5 条の規定により現に委嘱されている委員の任期は、その期間満了の日までとする。

附 則 (昭和 4 8 年 9 月 1 1 日条例第 5 2 号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 4 8 年 9 月 1 日から適用する。

2 改正前の習志野市中小企業資金融資条例、習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例、習志野市公害対策審議会条例 (以下「中小企業資金融資条例等」という。) の規定に基づき委嘱を受けている委員は、改正後の中小企業資金融資条例等の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

附 則 (昭和 6 2 年 3 月 3 1 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年 9 月 2 8 日条例第 2 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 9 月 3 0 日条例第 2 0 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例の規定に基づき委嘱されている委員は、この条例による改正後の習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成16年3月31日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の前日からこの条例による改正前の習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例の規定に基づき委嘱され、又は任免されている委員は、この条例による改正後の習志野市交通安全推進に関する条例の規定に基づき委嘱され、又は任免されたものとみなす。

附 則 (平成25年3月25日条例第12号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年5月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 3 施行日の前日において、第2条の規定による改正前の習志野市交通安全推進に関する条例第5条第1項第1号の規定により習志野市交通安全推進審議会の委員として委嘱されていた者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。